

主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人らの弁護人島田正雄ほか一一名連署の上告趣意第一点は、違憲（一四条、三一条違反）をいうが、その実質は、単なる法令違反の主張であり、同第二点ないし第一〇点は、違憲（一三条、一九条、二一条、三一条、前文違反）をいうが、その実質は、すべて単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない（なお、原判決の確定する事実関係のもとにおいては、被告人らの本件署名を求めた行為が、単なる政治活動の域を越え、公職選挙法一三八条の二にいう署名運動にあたるとした原判断は、正当である。）。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四八年七月二〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	川	信	雄
裁判官	岡	原	昌	男
裁判官	大	塚	喜	一郎
裁判官	吉	由		豊